

特別養護老人ホームハーモニー短期入所生活介護運営規程

(事業の目的)

- 第1条 社会福祉法人久寿福祉会が開設する特別養護老人ホームハーモニー指定短期入所生活介護事業所（以下「ハーモニー事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護事業の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ハーモニー事業所の医師、生活相談員、看護職員、管理栄養士及び機能訓練指導員等が要介護状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し適切な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。
2. 介護予防サービスにおいて、集中的に、退所後の日常生活を想定した筋力向上トレーニングや転倒予防のための指導等の機能訓練を中心に行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 ハーモニー事業所における指定短期入所生活介護の事業は、利用者が要介護状態になっても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

- 第3条 ハーモニー事業所に勤務する従業者の職種及び員数は次のとおりとし、第1号に掲げる管理者は従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、他の従業者と協議の上利用者の指定短期入所生活介護計画を作成する。また、第2号から第7号に掲げる従業者は、指定短期入所生活介護指定介護の提供を行い、第8号に掲げる従業者は必要な事務を行う。

1	管理者	1名
2	医師	1名
3	生活相談員	1名以上
4	看護職員	3名以上
5	介護職員	26名以上
6	管理栄養士	1名以上
7	機能訓練指導員	1名以上
8	介護支援専門員	1名
9	調理員	委託
10	事務職員	1名以上

(指定介護老人福祉施設の利用定員)

- 第4条 ハーモニー事業所の指定短期入所生活介護の利用定員は、16名とする。

(指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第5条 ハーモニー事業所の行う指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- 1) 入浴、排泄、食事等の介護
- 2) 食事の提供
- 3) 健康管理
- 4) 機能訓練指導体制
- 5) 個別機能訓練
- 6) サービス提供体制強化(I)
- 7) 緊急短期入所受入
- 8) 夜勤職員の規定以上の配置
- 9) 介護職員処遇改善加算(I)
- 10) 介護職員等特定処遇改善加算(I)
- 11) 介護職員等ベースアップ等支援加算
- 12) 送迎

(2) 指定短期入所生活介護の利用料の額は、厚生省の定める告示上の額とし、指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、保険者から交付された介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合とする。

(3) その他の費用の額は次のとおりとする。

- 1) 居住費（滞在費）「指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活」重要事項説明書において示す表の通りとする。

ハーモニーでは「個室」と「多床室」があります。この「個室」と「多床室」では利用料金が違います。

「滞在費」は多床室は光熱水費相当、個室は室料＋光熱水費相当となっています。

- 2) 食費 「指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活」重要事項説明書において示す表の通りとする。

食事のうち、利用者負担となるのは、「食材料費」＋「調理費」で、管理栄養士がカロリー計算を行った食事を提供する「栄養管理費用」は介護保険から給付されます

(4) 送迎に要する費用

- 1) 心身の状況や介護者の事情等から送迎が必要と認められる利用者を送迎した場合は次の額を徴収する。

通常送迎の実施地域内の送迎

- 2) (1)に掲げる利用者以外の利用者を送迎した場合は、次の額を徴収する。

次条に定める通常送迎の実施地域外の送迎

ハーモニー事業所から事業実施地域の境界線を出たところからお住まいまでの送迎費として、1km当たり30円とする。

(5) 理美容代

1回当たり

実費

- (6) その他、指定介護老人福祉施設サービスの提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であり、その利用者に負担させることが適当と認められる費用は、その実費を徴収する。
- (7) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

2 介護予防サービス指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- 1) 入浴、排泄、食事等の介護
 - 2) 食事の提供
 - 3) 健康管理
 - 4) 機能訓練指導体制
 - 5) 個別機能訓練
 - 5) サービス提供体制強化(I)イ
 - 6) 介護職員処遇改善加算(I)
 - 7) 介護職員等特定処遇改善加算(I)
 - 8) 介護職員等ベースアップ等支援
 - 9) 送迎
- (2) 指定短期入所生活介護の利用料の額は、厚生省の定める告示上の額とし、指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、保険者から交付された介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合とする。
- (3) その他の費用の額は次のとおりとする。
- 1) 居住費（滞在費）「指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活」重要事項説明書において示す表の通りとする。
ハーモニーでは「個室」と「多床室」があります。この「個室」と「多床室」では利用料金が違います。
「滞在費」は多床室は光熱水費相当、個室は室料+光熱水費相当となっています。
 - 2) 食費 「指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活」重要事項説明書において示す表の通りとする。
食事のうち、利用者負担となるのは、「食材料費」+「調理費」で、管理栄養士がカロリー計算を行った食事を提供する「栄養管理費用」は介護保険から給付されます
- (4) 送迎に要する費用
- 1) 心身の状況や介護者の事情等から送迎が必要と認められる利用者を送迎した場合は次の額を徴収する。
通常の送迎の実施地域内の送迎
 - 2) (1)に掲げる利用者以外の利用者を送迎した場合は、次の額を徴収する。
次条に定める通常の送迎の実施地域外の送迎
ハーモニー事業所から事業実施地域の境界線を出たところからお住まいまでの送迎費として、1km 当たり30円とする。

3 理美容代

1 回当たり

実費

- 4 その他、指定介護老人福祉施設サービスの提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であり、その利用者に負担させることが適当と認められる費用は、その実費を徴収する。前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第6条 ハーモニー事業所の通常の送迎の実施地域は、鹿沼市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第7条 ハーモニー事業所は、利用者が指定短期入所生活介護の提供を受ける際には、次の事項に留意するよう、利用者又はその家族に対して説明するものとする。

- 1 入所時に持参していただくものは、利用案内で別に指示するものとする。
- 2 持物のすべてに名前を記入するものとする。
- 3 現金、貴重品、食品、ライター、鋏、ナイフ等は持ち込まないこと。
- 4 喫煙は職員の指示に従うものとする。
- 5 入所当日に利用者の健康状態(普段の血圧、体温、生活上の留意事項など)を申し出るものとする。
- 6 必要に応じて、かかりつけ医の紹介状、注意事項等を提出してもらう場合がある。
- 7 入所中は、ハーモニー事業所の規則を遵守するとともに、もし他の利用者に危害を加えたり、迷惑を及ぼすことがあったときは、退所していただくことがある。
- 8 以上のほか、職員の指示連絡に従うものとする。

(緊急時における対応方法)

第8条 ハーモニー事業所の従業者は、指定短期入所生活介護の実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又は別に定める協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(身体拘束廃止の取り組み)

第9条 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体的拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。また、身体的拘束等の適正化を図るため、身体的拘束等の適正化のための指針の整備と従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施する。

(高齢者虐待防止を推進)

第10条 虐待の発生とその再発防止に取り組む。虐待防止の指針を作成し、虐待防止委員会を毎月最終金曜日に開催、委員長は施設介護支援専門員とする。虐待は起こり得るものとした前提で多職種で意見交換、研修も行い、各部署へそれぞれの委員が虐待行為の反社会性を伝える。各部署会議で年2回虐待防止、身体的拘束適正化の研修を行う。また、職員は虐待の早期発見に努め、市町等への通報義務がある。虐待が生じた場合、施設は緊急虐待防止委員会を開催し、事態の確認と分析、再発防止を行う。通報を行った職員は解雇等、不当な扱いを受けてはならない。

(非常災害対策)

第11条 ハーモニー事業所は、水害・土砂災害を含めた非常災害に関する防災計画を策定し、利用者の避難訓練誘導等、安全確保に十分な対応を行うとともに、防火・防災管理者を配置して、毎年度定期的に避難及び救出訓練を実施する。
なお、これら非常災害対策は「社会福祉法人久寿福祉会 防災規程」及び「特別養護老人ホームハーモニー消防・風水害対策計画書」に基づいて行い、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとするとともに、事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。また、事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて当該計画の変更を行うものとする。

(感染症の防止)

第13条 多職種協働で組織的に感染症の発生及びまん延防止等に取り組む
事業所において感染症が発症し、又はまん延しないように、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を毎月開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備し、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施するとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努め、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。事業者が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 ハーモニー事業所は、従業員の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後3ヵ月以内
- 2 継続研修 年1回
- 3 ハーモニー事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。
- 4 ハーモニー事業所は、感染症が発生し、又は蔓延しないよう必要な措置を講じる。
- 5 ハーモニー事業所は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているものとする。
- 6 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 7 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 8 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人久寿福祉会とハーモニー事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。
- この規定は、平成12年12月 1日から施行する。
- この規程は、平成15年11月 1日から施行する。
- この規程は、平成17年10月 1日から施行する。
- この規程は、平成17年12月 1日から施行する。
- この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成18年 9月 1日から施行する。
- この規程は、平成19年11月 1日から施行する。
- この規程は、平成20年 5月 1日から施行する。
- この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成21年 8月 1日から施行する。
- この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。
- この規程は、平成31年10月 1日から施行する。
- この規程は、令和 2年 7月 1日から施行する。
- この規程は、令和 4年10月 1日から施行する。
- この規程は、令和 5年 1月 1日から施行する。
- この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。